

# 埼玉県在宅難病患者一時入院事業実施要綱

## 第1 目的

在宅の難病の患者が、家族等の介護者の休息（レスパイト）等の理由により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難な状態になった場合（病状の悪化等によるものを除く。）に一時入院することが可能な病床を県が確保することにより、当該患者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図る。

## 第2 実施主体

実施主体は、埼玉県とする。

## 第3 対象患者

対象患者は、次のすべてを満たす者とする。

- ア 埼玉県内に居住し、埼玉県知事及びさいたま市長から指定難病医療受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
- イ 病状が安定し、現在在宅で療養生活を送っており、今後も在宅療養継続を希望している者
- ウ 人工呼吸器を装着している者（それに準ずる者も含む）
- エ 本事業の利用について、主治医の同意が得られている者

## 第4 実施方法

本事業における対象患者受入医療機関は、知事と委託契約を締結した機関（以下「受入医療機関」という。）とする。

- 2 知事は、受入医療機関に対し、受入実績に基づき、対象患者1日につき19,270円を支払うものとする。
- 3 第1項の契約締結を希望する医療機関は、在宅難病患者一時入院事業実施申出書（様式第1号）を県に提出するものとする。
- 4 本事業は、予算の範囲内で行うものとし、予算の範囲を超え、あるいは超えることとなるときは、第5の規定による申請の受付を停止することができるものとする。

## 第5 申請

本事業を利用しようとする対象患者又はその家族（以下「申請者」という。）は、在宅難病患者一時入院申請書（様式第2号）（以下「申請書」という。）を住所地を管轄する保健所を経由して知事に提出するものとする。

- 2 一時入院の申請ができる期間は、原則として、1回あたり14日以内とし、同一年度56日以内を限度とする。

## 第6 一時入院の決定等

知事は、第5の規定による申請があったときは、前項申請書の写しを難病診療連携コ

ーディネーター（以下「コーディネーター」という。）が配置されている難病医療に係る拠点病院等に送付し、関係機関との調整を依頼するものとする。

- 2 コーディネーターは、前項申請書に基づき、住所地を管轄する保健所の協力を得て、療養状況を把握し、受入医療機関との連絡調整を行う。
- 3 ただし、前2項について、受入医療機関との連絡調整が事前に済んでいる場合は、この限りではない。
- 4 保健所は、本事業の申請をした患者等が円滑に事業の利用ができるよう、コーディネーターや受入医療機関等と連携を図るものとする。
- 5 知事は、申請書及び前項の結果等を踏まえ、申請内容を審査して一時入院の可否を決定し、在宅難病患者一時入院承認通知書（様式第5号）又は在宅難病患者一時入院不承認通知書（様式第6号）を申請者へ送付する。
- 6 知事は、一時入院を承認したときは、在宅難病患者一時入院決定通知書（様式第7号）に申請書の写しを添えて、受入決定医療機関へ通知する。

## 第7 緊急時の手続

第5及び第6に規定する手続は、患者や介護者の状況に鑑み、緊急性が極めて高いと知事が認めた場合には、口頭で行うことができる。この場合は、事後速やかにこれらの手続を行うものとする。

## 第8 退院後の対応

受入医療機関が記載した受入患者主治医あての診療情報提供書は、患者を經由して提供すること。ただし、受入医療機関と受入患者主治医が同一の場合はこの限りではない。

- 2 受入医療機関は、受入患者の状況を在宅難病患者一時入院患者退院報告書（様式第8号）により委託契約書に定める日までに知事に報告すること。
- 3 保健所等関係機関は、前項報告書を参考に難病患者の支援に積極的に取り組むこと。

## 第9 その他

当該事業における個人情報の取扱いについては、申請者の同意を得て慎重に行うものとする。

- 2 一時入院における患者の移送については、申請者の責任において行うものとする。

## 附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年12月3日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。